

埼玉県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

昭和 63 年 12 月 16 日 決裁
最終改正 令和 3 年 3 月 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、ゴルフ場において病害虫の防除等に使用される農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺環境の汚染の防止を図るために必要な事項を定め、もって農薬による被害を防止するとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に開設されたゴルフ場（面積が 10ha 以上のゴルフ場に限り。以下同じ）を経営し、又は管理運営している者（ゴルフ場の造成工事が着手されたとき当該工事の発注者を含む。）をいう。

(農薬の適正な保管)

第 3 条 事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、農薬を適正に保管するものとする。

(登録農薬の使用及び農薬表示事項の遵守)

第 4 条 事業者は、農薬の使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

一 法第 3 条第 1 項及び法第 34 条第 1 項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用すること。

なお、芝の管理に使用する場合は、環境省が定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（以下「環境省指針」という。）において水濁指針値又は水産指針値が定められていない農薬のうち、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に規定する毒物又は劇物及び水域の生活環境動植物に強い影響を及ぼす農薬は使用しないものとする。

二 法第 26 条第 1 項の水質汚濁性農薬として指定を受けている農薬は使用しないものとする。

三 法第 16 条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の農薬表示事項に基づいて安全かつ適正に使用すること。

(農薬使用の削減等)

第5条 事業者は、農薬の使用量を必要最小限にとどめるため、次の各号に掲げる事項に従って、農薬使用の削減に努めるものとする。

- 一 病虫害の防除に当たっては、発生状況に即応した効率的防除に努め、農薬の散布方法は、局地散布とすること。
- 二 雑草の防除に係る農薬の使用は、フェアウェイでの使用を原則とすること。
- 三 病虫害に強い芝の導入及び土壌改良等省農薬型の施設改善に努めること。

(被害防止対策の徹底)

第6条 事業者は、農薬の使用に当たっては、気象及び地形等の環境条件を考慮し、農薬散布従事者並びにゴルフ場の従業員、利用者及び周辺住民並びに周辺河川等に対する十分な被害防止対策を講ずるものとする。

(農薬安全使用責任者等)

第7条 事業者は、農薬安全使用責任者を置き、農薬の安全かつ適正な使用及び適正な保管に当たらせるものとする。

- 2 事業者は、農薬安全使用責任者を選任したときは、当該選任の日から30日以内に、様式第1号の農薬安全使用責任者選任報告書を知事（提出先・農産物安全課長）に提出するものとする。報告した事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 3 事業者は、農薬の使用状況について、農薬の使用の都度様式第2号の農薬使用記録簿に記帳し、当該記録簿を農薬の使用の日から3年間保存するものとする。

(農薬安全使用管理士研修会への参加)

第8条 事業者は、農薬安全使用責任者等農薬散布従事者について、埼玉県ゴルフ場農薬安全使用管理士認定事業実施要綱に基づくゴルフ場農薬安全使用管理士の認定を受けさせるよう努めるものとする。

(農薬の購入)

第9条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第17条の規定による届出を行っている農薬販売者から購入しなければならない。

(農薬使用計画書の提出)

第10条 事業者は、毎年3月15日までに次年度の農薬使用予定について、様式第3号の農薬使用計画書を知事（提出先・農産物安全課長）に報告するものとする。

(農薬使用状況の報告)

第 11 条 事業者は、毎年 4 月 20 日までに前年度の農薬使用状況について、様式第 4 号の農薬使用状況報告書を知事（提出先・農産物安全課長）に提出するものとする。

(水質測定)

第 12 条 事業者は、ゴルフ場の調整池等に生息環境に応じた魚類を飼育し、水質の常時監視に努めるとともに、ゴルフ場の排水の排出口又は調整池において、定期的に水質測定を実施するものとする。

- 2 事業者は、農薬の使用実態を考慮して、使用量の多い農薬の成分である物質を優先し、農薬の種類（殺虫剤、殺菌剤、除草剤）別に水質測定の項目を選択するものとする。
- 3 水質測定の回数は、3 か月に 1 回以上とする。

ただし、連続して 3 か月以上農薬の使用がない場合は、その期間については水質の自主測定を省略できるものとし、水質測定の時期は、農薬の使用時期、使用量及び使用方法を勘案して事業者が定めるものとする。

- 4 事業者は、毎年 4 月 20 日までに前年度の水質測定の結果等について、知事（提出先・水環境課長）に提出するものとする。

(水質目標)

第 13 条 事業者は、ゴルフ場からの排水中の農薬濃度について、環境省指針で定める水濁指針値を超えないようにする。

ただし、水道水源井に近接するゴルフ場及び水道水源となる河川の取水口上流に排出するゴルフ場については、水濁指針値に $1/2$ を乗じた値、また、新設ゴルフ場については、水濁指針値に $1/10$ を乗じた値を超えないようにする。

- 2 事業者は、ゴルフ場からの排水中の農薬濃度について、環境省指針において定める水濁指針値を超えないようにする。

(周辺環境の影響調査等)

第 14 条 事業者は、ゴルフ場又は周辺の環境について常に注意を払い、排水が水質目標を超えたとき、又は排水等の色相及び臭気並びに周辺動植物に異常が認められたときは、直ちに原因について調査するとともに、環境保全のための対策に努めるものとする。

(立入調査等)

第 15 条 知事は、この要綱の施行のため必要な限度において、事業者に対し必要な報告を求め、又は事業者の了解を得て、必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況に関する帳簿書類その他必要な物件を調査することができるものとする。

(その他の事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、この要綱に規定する事項に係る部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 2 年 9 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 3 年 11 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 5 年 1 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 5 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 7 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 1 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 12 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 10 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 1 月 9 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 7 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。